○国土交通省告示第六百八十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規 定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

- 第1 起業者の名称 国土交通大臣
- 第2 事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字八ッ場、字二社平、字東宮、字石畑、字西宮、字上ノ平、字三平、字戸倉沢、字久森及び字宇知山、大字川原湯字北入、字東久保、字中原、字前原、字石川原、字西之上、字新井門、字上打越、字勝沼、字金花山、字下湯原及び字下打越、大字横壁字西久保、字勝沼、字山根及び字観音堂、大字林字楡木、字立馬、字東原、字中棚、字中原、字勝沼、字宮原、字久森及び字下原、大字長野原字尾坂、字道木平、字東貝瀬、字嶋木、字町、字打越、字幸神、字向原、字古城跡、字橋場、字久々戸、字貝瀬及び字遠西並びに大字与喜屋字荻之平地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県吾妻郡長野原町地内に施行する「一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理

は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件事業は同条第2項に規定する指定区間に含まれていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川利根川水系利根川(以下「利根川」という。)は、その源を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山に発し、赤城、榛名両山の中間を南流しながら、一級河川利根川水系吾妻川(以下「吾妻川」という。)等を合わせた後、烏川等と合流し、埼玉県久喜市栗橋付近で渡良瀬川を合わせ、千葉県野田市関宿付近にて江戸川を分派し、さらに東流して茨城県守谷市付近で鬼怒川、同県取手市付近で小貝川等を合わせ、同県神栖市において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合わせ、千葉県銚子市において太平洋に注ぐ、幹川流路延長322km、流域面積16,840kmの河川である。また、吾妻川は、利根川の右支川で、その源を群馬県と長野県の県境にある鳥居峠に発し、浅間山と草津白根山との中間を東流し、万座川、熊川、白砂川、四万川等の支川を合わせ、群馬県渋川市地先で利根川に注ぐ、幹川流路延長76km、流域面積1,356kmの河川である。

利根川水系の流域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の1 都5県にまたがり、利根川は、日本の政治・経済・文化の中枢である首都圏の社会 ・経済活動に必要な都市用水及び農業用水を供給する重要な河川である。

しかし、同流域は古くから度々洪水に見舞われており、なかでも昭和22年9月のカスリーン台風では、1都5県で死傷者3,520人、床上・床下浸水家屋303,160戸、流出倒壊家屋23,736戸、半壊家屋7,645戸という甚大な被害をもたらした。近年においても、平成10年9月の台風5号では、床下浸水家屋736戸、床上浸水家屋110戸、全半壊家屋2戸という甚大な被害をもたらし、平成19年9月の洪水では、堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害が発生している。

このように同流域では幾度も洪水被害が発生している一方、昭和47年から平成25年の間には概ね3年に1回の割合で渇水が発生しており、近年では、平成6年、平成8年、平成9年、平成13年、平成24年及び平成25年と頻繁に渇水に見舞われ、市民生活はもとより、経済活動にも大きな影響を与えている。

また、首都圏では経済発展や人口集中に対応するため、利根川水系等の水資源開発を進めてきたところであるが、首都圏で消費される水の多くを供給する利根川水系においては、十分な水量が確保されておらず、首都圏の水需要に対して不安定な状況となっている。

さらに、吾妻川においては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)における名勝である吾妻峡の河床が河川流量の減少により露出するなど、景観や動植物の生息及び生育環境への影響が懸念される状況にある。

このような状況に対処するため、利根川水系の治水対策として、平成18年2月に策定された「利根川水系河川整備基本方針」(以下「基本方針」という。)において、年超過確率 1 / 200年規模の洪水を対象に利根川水系の基準地点八斗島における基本高水のピーク流量を22,000㎡/秒と定め、本件事業による八ッ場ダムを含めた洪水調節施設により5,500㎡/秒を調節し、計画高水流量を16,500㎡/秒としている。また、平成25年5月に策定された「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」(以下「整備計画」という。)においては、年超過確率 1 / 70年から 1 / 80年規模の洪水を対象とし、その水準に相当する整備計画の目標流量を基準地点八斗島において17,000㎡/秒とし、本件事業を含む洪水調節施設により3,000㎡/秒程度を調節して、河道においては計画高水位以下の水位で14,000㎡/秒程度を安全に流下させることとしている。本件事業は、基本方針及び整備計画における洪水調節施設の一つとして、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)に基づく「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」(以下「ダム基本計画」という。)において、八ッ場ダム建設地点で、計画高水流量3,000㎡/秒のうち2,800㎡/秒を調節することとしており、そのために必要な容量として洪水期に65,000,000㎡を確保することとしている。

また、整備計画においては、吾妻川における景観の保全、動植物の保護等のための流水の正常な機能の維持に必要な流量として、八ッ場ダム下流地点において2.4 ㎡/秒を確保することとしており、ダム基本計画では、そのために必要な容量として洪水期においては1,313,000㎡、非洪水期においては4,022,000㎡を確保することとしている。

さらに、本件事業は、水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)に基づき平成20年7月に閣議決定された「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(以下「フルプラン」という。)において、近年の20年に2番目の規模の渇水でも年間を通して安定的に都市用水の利用を可能とするために整備する施設の一つと位置づけられており、ダム基本計画においては、フルプランの水需要予測を踏まえ、新たな水道用水として、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の1都4県の9水道事業者が供給する地域(以下「水道用水供給地域」という。)に一日最大1,848,000㎡を供給し、洪水期においては22,814,000㎡、非洪水期においては82,607,000㎡の容量を確保することとしており、新たな工業用水として、群馬県及び千葉県の2県の2工業用水道事業者が供給する地域(以下「工業用水供給地域」という。)に一日最大70,800㎡を供給し、洪水期においては873,000㎡、非洪水期においては3,371,000㎡の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、利根川水系の流域における洪水被害の軽減、吾妻川における流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の確保等を目的とした 多目的ダムを吾妻川に建設するものである。

本件事業の完成により、利根川水系の流域における他の洪水調節施設と相まって、整備計画に定める利根川水系の基準地点八斗島における目標流量17,000㎡/秒のうち、3,000㎡/秒程度を調節し、洪水時の河道流量を低減させることが可能となり、利根川水系の流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、吾妻川における流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保しつつ、水道用水供給地域及

び工業用水供給地域におけるフルプランに示された近年の20年に2番目の規模の渇水時においても安定供給可能な水量の確保に寄与することが認められる。

これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の保護並びに水道用水供給地域における水道用水及び工業用水供給地域における工業用水の安定的な確保とともに河川環境の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者において、「建設省所管 事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」(昭和53年7月建設事 務次官通知)に基づき、昭和60年11月に環境影響評価を実施しており、その結果に よると、いずれの項目においても環境に対する影響は少ない等と評価されている。 また、環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年3月に、 環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に準じて任意で環境影響評価の照査を実 施したところ、ダム供用後の水温変化や土砂による水の濁りが予測されるものの、 選択取水設備及び曝気設備を設置することなどにより、環境への影響が回避・軽減 されると予測されていることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。 また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、 動物については文化財保護法における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物 であるヤマネ、イヌワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法 律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタ カ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されているアサ マシジミ中部低地帯亜種等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の 観点から重要な種(以下単に「重要な種」という。)が、植物については環境省レ ッドリストに絶滅危惧IA類として掲載されているミョウギカラマツ、絶滅危惧IB 類として掲載されているミョウギシダその他これらの分類に該当しない重要な種が確 認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、 周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さい とされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減され ると予測されている。主な保全措置としては、イヌワシ及びクマタカについては、 営巣が確認されており、また、工事期間中の建設機械等の稼働等により繁殖活動が 低下する可能性があるとされていることから、起業者は工事実施時期の配慮等の措 置を講ずるとともに、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要 に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。アサマシジミ中部低地帯亜種に ついては、生息環境の一部が改変されることから、同様な生息環境の整備及び食草 の移植を行うこととしている。ミョウギシダについては、生育環境の一部が改変さ れることから、改変等の影響がない区域に移植又は播種を実施することとしている。 加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認 された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

地形及び地質については、重要な地形として文化財保護法における名勝である吾妻峡が、重要な地質として文化財保護法における天然記念物である川原湯岩脈(臥龍岩及び昇龍岩)が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、吾妻峡については、その一部が消失することになるが、起業者は、文化庁、群馬県教育委員会等の関係機関との協議を踏まえて、地形的特性等に関する既往の調査結果等について整理し、記録保存するとともに、植生の回復等を含む必要な対策を実施することとしている。川原湯岩脈については、その一部が水没することとなるが、起業者は、群馬県教育委員会等の関係機関と協議をしながら、既往の調査結果について整理し、記録保存に努め、可能な限り残存する岩脈へのアクセスを確保するとともに、経緯等の説明看板設置等の措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が31箇所存在するが、このうち4箇所については発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る27箇所についても群馬県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、利根川水系の流域における洪水被害の軽減、吾妻川の流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の確保等を目的として、堤高116.0m、総貯水容量107,500,000㎡の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量を確保するうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)等に定める規格に適合していると認められる。また、貯水池及びその周辺における地すべり等の対策については、11箇所で対策が必要となる可能性のあることが確認されているが、起業者は、対策済みの1箇所を除き、現在対策の要否を含め詳細な検討、設計を行っており、その結果を踏まえ、必要に応じて対策を講ずることとしている。

なお、本件事業の建設位置については、上流案(申請案)及び下流案の2案による比較が行われている。両案を比較すると、湛水面積等は同程度であるものの、下流案に比べ申請案の方が、吾妻峡の主要部分である八丁暗がり等に与える影響が小さいこと、堤体の直上流に開けた地形があるために貯水効率が良いこと、堤頂長を短く、かつ堤体積を小さくできるため、事業費が低く抑えられることなどから、申請案の方が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比

較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、 法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、利根川水系の流域では幾度も洪水被害が発生していること、河川流量の減少により吾妻峡の景観や動植物の生息及び生育環境への影響が懸念されること、首都圏の水需要に対して十分な水量が確保されていないことなどから、利根川流域の洪水調節、吾妻川の流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の確保等のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 群馬県吾妻郡長野原町役場
- 第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字久森、大字横壁字西久保、字勝沼、字山根及び字観音堂、大字林字楡木、字立馬、字東原、字中棚、字中原、字勝沼、字宮原、字久森及び字下原、大字長野原字尾坂、字道木平、字東貝瀬、字嶋木、字町、字打越、字幸神、字向原、字古城跡、字橋場、字久々戸、字貝瀬及び字遠西並びに大字与喜屋字荻之平地内